

証券コード 4998
平成30年6月8日

株 主 各 位

東京都千代田区神田美倉町11番地

フマキラー株式会社

代表取締役社長 大 下 一 明

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月27日(水曜日) 午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日(木曜日) 午前10時

2. 場 所 広島県廿日市市梅原一丁目11番13号

当社広島工場会議室

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第69期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第69期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役11名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

第5号議案 当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の更新の件

第6号議案 役員賞与支給の件

以 上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.fumakilla.co.jp>）に掲載させていただきます。

総会当日は、軽装でご来場くださいますようお願い申し上げます。また、当社役員及び係員につきましても、ノーネクタイのクールビズスタイルを励行させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)におけるわが国経済は、企業業績や雇用環境の改善等を背景に緩やかな回復基調が続きました。一方で、世界経済においては米国・欧州を中心に回復傾向が見られるものの、地政学的なリスクの高まり等もあり、先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況の中で、当社グループは「ひとの命を守る。ひとの暮らしを守る。ひとを育む環境を守る。わたしたちは、世界中の人々がいつまでも安心して快適に暮らすことのできる社会づくりに貢献していきます。」という経営理念のもとで、コア事業の殺虫剤、家庭用品、園芸用品の成長カテゴリーに新価値創造型新製品を積極的に投入し、既存事業の強化・育成を図るとともに、コストダウンや経費の効率的な運用等による利益構造の改革及び海外事業の強化拡大等の課題に努めてまいりました。

売上高は前年同期比12.7%増の477億40百万円(為替変動の影響を除くと13.0%増)となりました。そのうち国内売上は、主力の殺虫剤市場が天候不順の影響により前年割れの中、当社の殺虫剤売上は前年同期比19.9%の増収となり、国内合計では前年同期比14.5%増の260億93百万円となりました。一方、海外売上は、海外子会社の売上が好調に推移したことにより、円貨ベースでは前年同期比10.6%増の216億46百万円(為替変動の影響を除くと11.4%増)となりました。

売上原価は、前年同期比31億88百万円増の316億88百万円となりました。その結果、売上原価率は66.4%で、商品の売上構成の変動等により前年同期より0.9ポイント減となりました。

これらの結果、売上総利益は160億51百万円(前年同期比15.8%増)となり、返品調整引当金調整後の差引売上総利益は、159億61百万円(前年同期比16.1%増)となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、経費の効率的運用に努める一方で、ブランド力強化や販売促進のため広告宣伝費や販売推進費を積極的に投入したことや、人件費や運送費の増加等により、前年同期比17.1%増の134億34百万円となりました。

これらの結果、営業利益は25億27百万円(前年同期比11.0%増)、経常利益は26億88百万円(前年同期比11.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は、17億35百万円(前年同期比25.0%増)となりました。

次に、商品部門別の概況についてご報告申し上げます。

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
	百万円	百万円	百万円	%
殺虫剤	33,474	38,283	4,808	14.4
家庭用品	1,801	1,846	45	2.5
園芸用品	2,515	2,686	171	6.8
防疫剤	1,630	1,592	△38	△2.4
その他	2,940	3,331	390	13.3
合計	42,362	47,740	5,377	12.7

殺虫剤部門

殺虫剤部門につきましては、2015年を感染症対策元年として位置づけて以来、蚊やマダニが媒介する感染症の脅威や外来種等の危険害虫の問題が深刻化していることへの啓発活動や、今までにない高効力を実現した「効きめプレミアムシリーズ」を始めとするワンランク上の製品の開発を進めてまいりました。そのような中で、平成29年5月下旬に国内で初めて毒性が強い「ヒアリ」が確認され、グローバル社会の中で外来種等の危険害虫の問題がよりクローズアップされています。

このような状況の中で、当連結会計年度の国内殺虫剤市場は、天候不順の影響により市場全体では前年を下回った中で、当社の国内殺虫剤の売上は新製品による売上寄与もあり、前年同期比19.9%増となりました。

中でも、需要が拡大している人体用虫よけ剤スキンベープシリーズとして、ジェルタイプの人体用虫よけ剤において日本初のディートフリー処方で、＜イカリジン＞を配合した、お肌にやさしく小さなお子様にも使用いただける「天使のスキンベープジェルプレミアム」、広いお部屋でもワンプッシュで24時間効果が持続する「おすだけベープスプレーハイブリッド」、ゴキブリの隠れていそうなすき間にシュッとワンプッシュで効きめが1ヶ月持続し、汚れ・ベタつきなしでゴキブリ駆除できる「ゴキブリワンプッシュPRO PLUS」、強力誘引パワーで家中のゴキブリを退治するベイト剤「ゴキファイタープロX」等の新製品が売上に寄与いたしました。

一方、海外におきましては、インドネシアの子会社2社の売上が順調に拡大し、マレーシア、ベトナム等の各子会社の売上も好調に推移しました。主力の蚊取り線香につきましては、商品の改良と配荷の拡大を行うとともに販促強化等により売上の拡大に努めました。また、大市場のエアゾールにつきましても、新製品の導入、配荷拡大、陳列の強化、広告宣伝・販促活動等により、売上が好調に推移しました。

これらにより、国内及び海外の殺虫剤合計の売上高は、前年同期比14.4%増の382億83百万円（前年同期比48億8百万円増）となりました。

家庭用品部門

家庭用品部門は、主力のアルコール除菌剤の売上が前年並みとなり、花粉関連商品では、かわいいデザインのウイルス・花粉対策剤「アレルシャット ウイルス花粉イオンでブロック スプレータイプ ハローキティ」を新発売し、2月・3月の需要期に売上が伸長した結果、家庭用品部門の売上高は、前年同期比2.5%増の18億46百万円（前年同期比45百万円増）となりました。

園芸用品部門

園芸用品部門は、園芸シーズンの最盛期である4月～5月の天候不順により、主力の殺虫殺菌剤の売上に影響を受けましたが、速攻殺虫と虫よけ効果が1ヶ月続き、根まで枯らす虫よけ除草剤「虫よけ除草王プレミアム」を中心とした除草剤の売上が大きく伸びたことや、カダンブランド50周年にあわせ、パワフル噴霧で効きめがアップした殺虫殺菌剤「カダンセーフ」、新トリガーで広い範囲もらくらく散布の殺虫殺菌剤「カダンプラスDX」、お庭のイヤな虫にこれ1本で誘ってあつめて退治する「カダンお庭の虫キラー 誘引殺虫粒剤」等の新製品を発売し、これらが売上増に寄与し、園芸用品合計の売上高は、前年同期比6.8%増の26億86百万円（前年同期比1億71百万円増）となりました。

防疫剤、その他の部門

防疫剤部門の売上高は、15億92百万円（前年同期比38百万円減、2.4%減）となりました。

その他の部門の売上高は、子会社のフマキラー・トータルシステム(株)のシロアリ施工工事が好調で、33億31百万円（前年同期比3億90百万円増、13.3%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、生産能力強化のための設備等、総額11億8百万円の投資を行い、所要資金は自己資金で充当いたしました。

(3) 資金調達の状況

当社グループでは、当連結会計年度におきまして、以下のとおり、自己株式の処分及び第三者割当増資を行い、総額で55億30百万円の資金調達を行いました。

会 社 名	区 分	処分株式数	1株当たり 発行価額	調達資金	払込期日
当社	自己株式の処分	2,250,000株	1,956円	4,401百万円	平成30年3月19日
当社	第三者割当による 自己株式の処分	336,400株	1,956円	658百万円	平成30年3月30日

会 社 名	区 分	発行株式数	1 株 当 た り 発 行 価 額	調 達 資 金	払 込 期 日
PT. FUMAKILLA INDONESIA	第三者割当増資	633株	743,686円	470百万円	平成30年2月1日

(4) 企業集団が対処すべき課題

今後の国内景気の見通しにつきましては、企業収益や雇用環境の改善により回復基調が続くことが見込まれます。世界経済については、引き続き緩やかな成長が続くと見られますが、アメリカ、欧州での政策の不確実性や、地政学的なリスクなどにより、先行きは依然として不透明な状況が続くものと思われます。

このような状況の中、当社グループは、「ひとの命を守る。ひとの暮らしを守る。ひとを育む環境を守る。わたしたちは、世界中の人々がいつまでも安心して快適に暮らすことのできる社会づくりに貢献していきます。」という経営理念のもとで、激変するグローバル環境に対応しながら、国内外市場での積極的な販売活動や新市場の開拓を推進するとともに、継続的な事業の拡大と天候に左右されない堅固な収益基盤を確立するために、以下の経営課題に取り組んでまいります。

① 商品開発力の強化

当社は殺虫剤、家庭用品、園芸用品をコア事業と位置づけ、クオリティが高くお客様のニーズを捉えた新価値創造製品の開発、通年型商品の開発及び継続的な商品革新に積極的に取り組んでまいります。特に、主力の殺虫剤においては、これまでに培ってきた技術とノウハウを結集し、世界中で発生している害虫による感染症や外来種の危険な害虫に対して、今までにない高効力を訴求した製品を開発するとともに、感染症の脅威を伝える啓発活動にも引き続き取り組んでまいります。

また、グローバルな視点から、日本はもとより海外子会社の研究開発体制のさらなる強化と今まで以上に高い品質及びコストダウンを実現するために、フマキラーインドネシア（PT. FUMAKILLA INDONESIA）に研究開発棟の建設を進めています。また、平成30年3月2日には、当社が保有していた自己株式の処分により資金を調達し、当社広島工場内に新しい開発棟及び生産設備であるブレーンズ・パークを建設することを決定しました。今後、新商品開発力のさらなる強化に取り組み、各国の現地ニーズと消費者の使用実態に適応した製品の開発を推進してまいります。

② 販売力・マーケティング力の強化

戦略的かつ重点的な経営資源の投入によるフマキラーブランドの強化を図るとともに、成長カテゴリー商品（殺虫剤では電池式虫よけ、ワンプッシュ式蚊取り、人体用虫よけ、不快害虫等）を中心とした販売効率の高い売場づくりのお取り組み商談、カテゴリー提案、配荷・導入商談の徹底等による既存の取引先との関係強化と新規顧客の開拓、販売情報の活用によるマーケティング営業力の強化、利益性を重視した販売活動等に努め、成長性や利益性が見込まれる既存事業の強化と継続的な育成に積極的に取り組んでまいります。

③ 海外各拠点での事業拡大

現在、当社は海外主要連結子会社8社（インドネシア2社、マレーシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、インド、メキシコ）で製造販売または販売を行っております。また、ヨーロッパ・中南米・アフリカ・中近東等の6ヶ国で技術指導による現地生産を行っており、世界約70ヶ国に及ぶ海外ネットワークを構築しております。

また、平成30年3月2日には、ミャンマーにおいて当社グループの殺虫剤事業の拡大を図るために、新会社（子会社）の設立及び当該子会社による工場の建設を決定しました。今後は、国内と海外子会社間の連携をさらに強化し、グループ・シナジー効果を高め、グローバルな競争力を持つ企業を目指してまいります。

④ エステー株式会社との協業の推進

当社はエステー株式会社と資本業務提携しております。営業・開発・生産・海外の各分野でそれぞれ課題を取り上げ、一定の成果を上げつつありますが、引き続き業務提携の取り組みを通じて、業容拡大並びに企業価値及び株主共同利益の向上に努めてまいります。

これらの取り組みにあたりましては、経営の健全性と透明性を確保するために、コーポレート・ガバナンス体制の強化と内部統制システムの整備改善に努めるとともに、環境活動や地域社会貢献にも積極的に取り組み、企業の社会的責任（CSR）を果たしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 66 期 (26.4~27.3)	第 67 期 (27.4~28.3)	第 68 期 (28.4~29.3)	第 69 期 (29.4~30.3) 当連結会計年度
売 上 高 (千円)	33,308,347	36,288,365	42,362,764	47,740,096
経 常 利 益 (千円)	1,562,148	1,973,235	2,407,020	2,688,698
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	852,080	1,131,275	1,387,852	1,735,351
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	30円60銭	40円68銭	99円83銭	123円10銭
総 資 産 (千円)	29,809,595	31,626,769	36,131,021	44,678,072
純 資 産 (千円)	10,226,805	10,245,478	9,731,150	17,664,008

当社は、平成29年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主要な事業内容
日 広 産 業 株 式 会 社	30,000千円	99.8%	家庭用品、園芸用品の製造
大 下 製 薬 株 式 会 社	10,000千円	85.0%	殺虫剤、家庭用品の製造
フマキラー・トータルシステム株式会社	160,000千円	50.0%	防疫剤の販売
P T . F U M A K I L L A I N D O N E S I A	10,758千米ドル	80.0%	殺虫剤の製造販売
F U M A K I L L A I N D I A P R I V A T E L I M I T E D	75,000千ルピー	99.9%	殺虫剤の販売
F U M A K I L L A A M E R I C A , S . A . D E C . V .	9,259千ペソ	99.9%	殺虫剤の販売
F u m a k i l l a A s i a S d n . B h d .	75,682千リギット	100.0%	東南アジアにおける間接所有子会社 の統括管理
F u m a k i l l a M a l a y s i a B h d .	40,647千リギット	99.7%	殺虫剤の製造販売
F u m a k i l l a V i e t n a m P t e . , L t d .	8,000千米ドル	100.0%	殺虫剤の製造販売
F u m a k i l l a (T h a i l a n d) L t d .	220,000千バーツ	100.0%	殺虫剤の製造販売
P T . F U M A K I L L A N O M O S	8,365千米ドル	100.0%	殺虫剤の製造販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、殺虫剤、家庭用品、園芸用品、防疫剤の製造販売を主な事業内容としております。

(8) 企業集団の主要拠点等

主要な営業所及び工場

【国内拠点】

① 当社

本店：東京都千代田区

支店：東京支店：東京都千代田区

名古屋支店：愛知県名古屋市

大阪支店：大阪府吹田市

広島支店：広島県広島市

福岡支店：福岡県福岡市

工場：広島工場：広島県廿日市市

(注) 平成30年4月1日付で、東京支店から首都圏支店に、名古屋支店から中部支店に、大阪支店から関西支店に、広島支店から中四国支店に、福岡支店から九州支店に、それぞれ名称変更しております。

② 日広産業株式会社

本社工場：広島県広島市

③ 大下製薬株式会社

本社工場：広島県廿日市市

④ フマキラー・トータルシステム株式会社

本店：東京都千代田区

【海外拠点】

① PT.FUMAKILLA INDONESIA、PT.FUMAKILLA NOMOS：インドネシア

② FUMAKILLA INDIA PRIVATE LIMITED：インド

③ FUMAKILLA AMERICA,S.A.DE C.V.：メキシコ

④ Fumakilla Malaysia Bhd.、Fumakilla Asia Sdn.Bhd.：マレーシア

⑤ Fumakilla Vietnam Pte.,Ltd.：ベトナム

⑥ Fumakilla (Thailand) Ltd.：タイ

⑦ Vape Myanmar Limited.：ミャンマー

(9) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
3,111名	18名減

(注) 使用人数は就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
220名	8名増	41.8歳	15.4年

(注) 使用人数は当社への受入出向者を含む就業員数であり、他社への出向者(26名)を含まず、また嘱託・パートタイマー158名(当事業年度中の平均在籍人員)も含めておりません。

(10) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 残 高
	百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,590
株 式 会 社 広 島 銀 行	3,170
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン	1,250
株 式 会 社 も み じ 銀 行	1,170
株 式 会 社 中 国 銀 行	830
り そ な プ ル ダ ニ ア 銀 行	382
株 式 会 社 伊 予 銀 行	270
株 式 会 社 四 国 銀 行	270

(注) シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行を主幹事とするその他3行及び生命保険相互会社1社からの協調融資によるものであります。

2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 40,000,000株

(注) 平成29年6月29日開催の第68期定時株主総会決議に基づく株式併合により定款の一部が変更され、平成29年10月1日付で、発行可能株式総数を80,000,000株から40,000,000株に変更しております。

(2) 発行済株式の総数 16,490,000株
(自己株式6,382株を含む。)

(注) 当社は、平成29年6月29日開催の第68期定時株主総会決議に基づき、平成29年10月1日付で普通株式2株を1株とする株式併合を行いました。これにより、発行済株式の総数は、前期末（32,980,000株）に比べ16,490,000株減少しております。

(3) 株主数 9,268名

(4) 大株主（上位10名）

当社の大株主の状況は以下のとおりであります。

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
エ ス テ ー 株 式 会 社	1,728	10.49
公 益 財 団 法 人 大 下 財 団	1,327	8.05
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	580	3.52
株 式 会 社 広 島 銀 行	574	3.49
大 下 産 業 株 式 会 社	561	3.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	456	2.77
住 友 化 学 株 式 会 社	433	2.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	344	2.09
大 下 一 明	250	1.52
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社	234	1.43

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

(5) その他株式に関する重要な事項

(単元株式数の変更)

当社は、平成29年5月17日開催の取締役会決議に基づき、株式の流動性を高め、投資家層の拡大を図るとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成29年10月1日付で、単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

(自己株式の処分)

当社は、平成30年3月19日を払込期日とする公募による自己株式の処分により2,250,000株、並びに平成30年3月30日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに伴う第三者割当による自己株式の処分により336,400株、合計2,586,400株を総額50億59百万円で処分しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長 (代 表 取 締 役)	大 下 俊 明	大下産業(株)代表取締役社長
取 締 役 社 長 (代 表 取 締 役)	大 下 一 明	
取 締 役 副 社 長	大 下 宜 生	業務全般及び国内営業管掌
専 務 取 締 役	山 下 修 作	国際本部長
専 務 取 締 役	山 本 幸 次 郎	
常 務 取 締 役	下 中 正 博	国際副本部長 Fumakilla Malaysia Bhd. 代表取締役社長 Fumakilla Asia Sdn.Bhd. 代表取締役社長
取 締 役	佐 々 木 高 範	管理本部長
取 締 役	井 上 裕 章	広島工場長兼生産本部長 日広産業(株)代表取締役専務 大下製薬(株)代表取締役専務
取 締 役	力 石 敬 三	PT.FUMAKILLA NOMOS 代表取締役社長 Fumakilla (Thailand) Ltd. 代表取締役会長
取 締 役	村 元 俊 亮	国際企画部長 Fumakilla Vietnam Pte.,Ltd. 代表取締役社長
取 締 役	山 崎 聡	開発本部長
取 締 役	中 野 佳 信	扶桑化学工業(株)社外取締役
取 締 役	山 下 勝 也	
常 勤 監 査 役	田 辺 由 來 夫	
監 査 役	嶋 田 洋 秀	
監 査 役	早 稲 田 幸 雄	早稲田公認会計士事務所公認会計士 (株)ジェイ・エム・エス社外監査役
監 査 役	菊 池 欣 也	

(注) 取締役中野佳信氏及び山下勝也氏は、社外取締役であります。

2. 監査役早稲田幸雄氏及び菊池欣也氏は、社外監査役であります。
3. 監査役早稲田幸雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役中野佳信氏、山下勝也氏並びに監査役早稲田幸雄氏は、東京証券取引所が規定する独立役員であります。
5. 当事業年度中における取締役の地位の異動は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
大 下 宜 生	常 務 取 締 役	取 締 役 副 社 長	平成29年7月1日

(2) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役中野佳信氏は、扶桑化学工業㈱の社外取締役であります。
監査役早稲田幸雄氏は、(株)ジェイ・エム・エスの社外監査役であります。
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 内 容
取 締 役	中 野 佳 信	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	山 下 勝 也	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	早 稲 田 幸 雄	当事業年度開催の取締役会13回、監査役会6回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	菊 池 欣 也	当事業年度開催の取締役会13回、監査役会6回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	13名 (2)	355百万円 (14)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4 (2)	33 (9)
合 計	17	388

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬額は、平成28年6月29日開催の第67期定時株主総会において、年額400百万円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬額は、平成12年6月29日開催の第51期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 報酬等の額には平成30年6月28日開催の第69期定時株主総会において、決議予定の当事業年度における役員賞与が68百万円（取締役分62百万円（うち社外取締役2名に対して2百万円）、監査役分5百万円（うち社外監査役2名に対し1百万円））、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額45百万円（取締役13名に対し42百万円（うち社外取締役2名に対し1百万円）、監査役4名に対し2百万円（うち社外監査役2名に対し0百万円））が含まれております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	38百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、PT.FUMAKILLA INDONESIA、Fumakilla Asia Sdn.Bhd.、Fumakilla Malaysia Bhd.、Fumakilla Vietnam Pte.,Ltd.、PT.FUMAKILLA NOMOSは当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「公募による自己株式処分及び株式売出しに関するコンフォートレター作成業務」を委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案します。

(5) 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「フマキラー・グループ行動規範」をグループ全社員に配布し、当グループの経営理念・経営基本原則ならびに法令遵守等を周知徹底しております。
- ・当社は、「取締役会規程」に従い、経営に関する基本方針や重要案件、業績の状況、法令への対応等について討議・検討・決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督する体制を整えております。

法令遵守については、「コンプライアンス規程」をはじめとする規範体系を明確にするとともに、組織体制における取締役の役割を定め、グループ内のコンプライアンス体制を整えております。

- ・内部監査部門の総合統括部が、「内部監査規程」に基づき定期的に内部監査を行い、使用人の職務執行の適法性を評価する体制の構築に努めております。
- ・法令遵守その他の面で疑義のある行為があった場合、社員が直接通報する「内部通報制度」により実効性を強化しております。

なお、内部通報は、社員のみならず子会社・取引先からの通報も受け付けることとしています。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の意思決定に関する議事録、稟議書等の記録については、社内規程に則り作成・保管を徹底し、閲覧可能な状態を維持しております。
- ・取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、「取締役会規程」にて、議事録の作成・保管に関する事項を定めております。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、「全社リスク管理基本方針」に基づき、事前に適切な対応策を準備し損失の危険を最小限にすべく、業務運営に係るあらゆるリスクについて適切に管理・対応できる体制の構築に努めております。
- ・取締役会において、グループを取り巻く外部経営環境の動向、内部経営活動の状況を分析し、これら分析結果やリスク把握に基づき、意思決定を行っております。

- ・内部監査部門の総合統括部が、「内部監査規程」に則り定期的に各部門・グループ会社の内部監査を行い、損失の危険を早期に発見することに努めております。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、各部門・グループ会社について、その事業に精通した取締役を配置することにより、機動的・効率的運営、意思決定の迅速化に努めております。
 - ・役員が参加する経営会議を原則として毎月開催し、迅速な意思決定に努めています。
 - ・「職務分掌規程」及び「職務分掌細則」を定め、部門・部署に権限委譲を行い、すみやかな意思決定と実行が可能となる体制を採っています。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・「親子会社の関係を定める規程／子会社管理規程」に、当社グループにおける子会社管理のポリシーについて定め、子会社における業務の適正を確保するための体制の構築に努めております。
 - ・「内部監査規程」に基づき、当社及び子会社に対する監査を定期的に行い、グループ会社における業務執行状況を調査できる体制を構築しています。
 - ・「内部通報規程」に定める内部通報制度により、グループ会社社員及び社外からの相談・通報を受け付け、業務執行の適正を図るための体制の実効性を強化しております。
 - ・子会社に対し、親会社から必要な人員を出向させる等、子会社における経営遂行の監督と援助ができる体制を採っています。
- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびにその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役は監査補助人として総合統括部員を指揮下におくことができると定めています。また、総合統括部の編成・異動・人事評価に関しては監査役会の同意を得ることとしています。さらに、監査役からの監査に関わる総合統括部への指示事項は最優先で遂行しなければならないこととしています。
- (7) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役会に報告をするための体制、その他当社の監査役への報告に関する体制、ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないことを確保するための体制

- ・取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、遅滞なく、監査役会に報告することとしております。
 - ・内部監査部門の総合統括部は、監査役から指揮命令のあった監査業務について監査結果を報告することを「内部監査規程」に定めております。
 - ・重大な法令違反・不正等の兆候があると判断した場合、通常の内部通報窓口とは別に、監査役会が受ける通報窓口を設けています。
 - ・当社及び子会社の役員・使用人等に対し、当社監査役に報告したことを理由として不利益な扱いを行うことを禁止しております。
- (8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じることとしております。
- (9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は取締役会やその他の会議に出席し、当社及びグループ経営上重要な業務の執行状況、営業成績、財産の状況等の報告を聴取するほか、決裁後の稟議書等、重要な文書を確認できる体制を整えております。
 - ・監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士等の外部専門家の意見を求めて相互認識と信頼関係を深めております。
- (10) 反社会的勢力との関係遮断を図るための体制
- ・当社では、反社会的勢力排除に向けた取組みについて、「フマキラー・グループ行動規範」にて、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然たる態度を取り利益を供しないことを宣言し、これを当社グループ全社員に周知徹底しております。
 - ・また、平素より、反社会的勢力との関係を遮断するため、外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報収集に努めております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

- ・当社は、「フマキラー・グループ行動規範」を取締役及びグループ全社員に配布し、当グループの経営理念・経営基本原則ならびに法令遵守等を周知徹底しております。

- ・内部監査部門の総合統括部が当社の本社、支店、工場及び海外子会社に対し内部監査を行い、その結果を代表取締役及び監査役に報告しております。
- ・法令遵守その他の面で疑義のある行為があった場合、社員が直接通報できる「内部通報窓口」を設け、社員から通報があったときは、コンプライアンス委員会にて直ちに事実関係を調査する体制を採っております。

(2) リスク管理体制

- ・当社は、取締役会及び経営会議において、グループを取り巻く外部経営環境の動向や経営状況を分析し、リスクに対する意思決定を行っております。
- ・内部監査部門の総合統括部が、各部門・グループ会社の内部監査を行い、損失の危険を早期に発見することに努めております。

(3) 効率的な職務執行体制

- ・当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を13回開催し、取締役の職務の執行状況を報告するとともに、取締役が相互に監督を行っています。
- ・このほかに、経営会議規程に基づき、原則月1回開催する経営会議を16回開催し、効率的でスピーディな経営を行っております。
- ・海外子会社の運営につきましては、海外諮問会議を年2回開催し、当社及び海外子会社の経営陣とで各国の経営環境や事業の状況等について議論し、今後の方針を決定しております。

(4) 監査役の監査体制

- ・当社の監査役会は、監査役会規程に基づき監査役会を6回開催し、監査に関する重要な事項について協議を行い決議しました。
- ・また、当社の取締役会及び経営会議、海外諮問会議等の重要な会議に出席し、当社及び子会社の業務の執行状況、営業成績、財産の状況等の報告を聴取するとともに、決裁後の稟議書等重要な文書を確認しております。
- ・なお、監査役の監査や監査役会の運営に必要な費用は予算化され、適切に手続きしております。
- ・監査役は海外現地法人を含む子会社の往査を行い必要な調査を行っています。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

- ・当社は、「ひとの命を守る。ひとの暮らしを守る。ひとを育む環境を守る。わたしたちは、世界中の人々がいつまでも安心して快適に暮らすことのできる社会づくりに貢献していきます。」という経営理念のもとで、中長期的な視点から経営を行い、グローバルな競争力を持つ企業として企業価値の向上に努めております。
- ・そのためには、当社がコア事業の殺虫剤、家庭用品、園芸用品において長年にわたり培ってきた生産・販売・技術の専門知識やノウハウ、経験をもとに、顧客満足度の高い高付加価値商品を積極的かつ継続的に開発することが必須条件であり、同時に国内及び海外の顧客・取引先等との長期的な関係構築が不可欠であります。
- ・こういった当社の事業特性を理解し長期的視野で当社の理念を実施していくことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益につながるものと考え、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、上記の理念を実践する者でなければならないと考えております。
- ・当社といたしましては、公開企業である当社株式の売買は、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えておりますが、当社及び当社グループの企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者に対しては、必要かつ相当な措置を採ることにより、当社及び当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

- ・当社は、大正13年、当社の前身である大下回春堂の創立以来、殺虫剤を中心に園芸用品、家庭用品、業務用品へと事業領域を拡大し、日本のみならず世界中を舞台とするグローバル企業へと躍進を遂げてきました。現在、グループ会社として国内関係会社6社及び海外主要連結子会社8社（インドネシア2社、マレーシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、インド、メキシコ）で製造販売または販売を行い、ヨーロッパ・中南米・アフリカ・中近東等の6ヶ国で技術指導による現地生産を行っており、世界約70ヶ国に及ぶ海外ネットワークを構築しております。
- ・当社及び当社のグループ会社（以下「当社グループ」といいます。）は、創立以来特に研究開発に注力し、世界初の専売特許殺虫剤「強力フマキラー液」に始まり、昭和38年には世界初の電気蚊取り「ベープ」、その後平成12年には世界初の電池式蚊取り「どこでもベープ」、平成20年には火も電気も水も使わない次世代蚊取り「おすだけベープ」を発売する等、斬新な発想による幾多の新価値創造型新製品を生み出してまいりました。
- ・特に、主力の殺虫剤においては、世界中で発生している害虫による感染症の脅威や外来種の危険な害虫に対して、これまでに培ってきた技術とノウハウを結集し、今までにない高効力を訴求した製品を開発するとともに、感染症の恐ろしさを伝える啓発活動にも取り組んでおります。

- ・このような当社の経営理念の継続的な実行により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー（株主、顧客、従業員、社会等）に利益をもたらすものと考えております。
- ・当社は、当社グループが生産・販売・技術面でグローバルな競争力を持つ企業としてさらに成長し、企業価値の増大と堅固な経営基盤を確立するために、①商品開発力の強化、②販売力・マーケティングの強化、③海外各拠点での事業拡大等の課題に取り組んでまいります。
- ・また、当社は、経営の透明性及び効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え企業価値を増大させることがコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つに位置付けております。

(3) 不適切な支配の防止のための取組み

- ・当社は、平成27年5月18日の取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「本基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（以下、更新後の対応方針を「現プラン」といいます。）の改定及び継続について決議し、同年6月26日開催の第66期定時株主総会において現プランにつき株主の皆様のご承認をいただきました。
- ・現プランの有効期間は、平成30年6月に開催予定の定時株主総会終結の時までとなっております。
- ・その後、当社は、昨今の情勢変化、法令等の改正等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の維持及び向上の観点から、現プランの継続の是非も含めその在り方について検討してまいりました。
- ・かかる検討の結果、当社は、平成30年5月16日開催の取締役会において、平成30年6月28日開催予定の当社第69期定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを更新し当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）（以下、更新後の対応方針を「本プラン」といいます。）として継続することを決議いたしました。
- ・なお、更新後の本プランは、現プランに語句の修正、文言の整理等所要の変更を加えておりますが、いずれも軽微なもので、基本的な内容に大きな変更はございません。
- ・本プランは、大規模買付行為、すなわち特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為が行われる際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様が代わって当社経営陣が大規模買付者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化に資することを目的とするものであります。

- ・大規模買付行為を行おうとする大規模買付者は、本プランに従い、大規模買付行為に先立ち、株主の皆様のご判断並びに当社取締役会による評価・検討等のために必要な情報を提供することが求められます。大規模買付者が本プランに定める手続を遵守しない場合や、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、大規模買付者等所定の者による行使が原則として認められないとの行使条件等が付された新株予約権の無償割当てその他の措置を講じることにより、大規模買付行為に対抗します。
- ・本プランにおきましては、当社取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の合理性及び公正性を確保することを目的として独立委員会を設置しております。
- ・また、本プランにおきましては、当社取締役会は、対抗措置の発動の是非に関する独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとされております。
- ・その他本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト
(アドレス<https://www.fumakilla.co.jp/corporate/2018/05/h300516-bouei.pdf>) をご参照下さい。

(4) 上記の取組みについての取締役会の判断

- ・当社は、当社の支配権移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。
- ・また、当社は、大規模買付行為が、本基本方針に合致し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に中長期的に資するものである限りにおいて、これを否定するものではありません。
- ・しかしながら、株式等の大規模買付行為の中には、株主の皆様が大規模買付行為の内容を検討し、また当社取締役会が株主の皆様へ代替案等を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的なもの、株主の皆様へ当社の株式等の売却を事実上強制するおそれのあるもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。
- ・当社取締役会は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様へ代わって当社経営陣が大規模買付者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化に資するよう本プランを継続することとしました。上記の取組みは本基本方針に沿うものであり、また、当社の株主の共同の利益を損なうものではないと考えております。
- ・なお、本プランにおきましては、取締役会の恣意的な判断によって対抗措置が発動されることを防止するため、独立委員会を設置し、独立委員会の勧告を尊重して買収防衛策が発動されることが定められているほか、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、上記取組みは当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	30,977,499	流 動 負 債	24,412,031
現 金 及 び 預 金	7,074,816	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	4,863,771
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	12,112,711	電 子 記 録 債 務	2,422,715
電 子 記 録 債 権	259,592	短 期 借 入 金	10,103,522
商 品 及 び 製 品	6,691,863	1年内返済予定の長期借入金	1,250,000
仕 掛 品	925,916	未 払 金	3,418,228
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,082,243	未 払 法 人 税 等	398,465
繰 延 税 金 資 産	652,760	賞 与 引 当 金	573,546
そ の 他	1,178,906	役 員 賞 与 引 当 金	68,000
貸 倒 引 当 金	△1,311	売 上 割 戻 引 当 金	373,213
固 定 資 産	13,700,573	返 品 調 整 引 当 金	670,301
有 形 固 定 資 産	4,924,245	そ の 他	270,266
建 物 及 び 構 築 物	1,766,410	固 定 負 債	2,602,033
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,929,243	繰 延 税 金 負 債	1,563,543
工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	253,360	退 職 給 付 に 係 る 負 債	423,094
土 地	787,355	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	545,510
リ ー ス 資 産	32,232	そ の 他	69,884
建 設 仮 勘 定	155,643	負 債 合 計	27,014,064
無 形 固 定 資 産	2,205,005	(純 資 産 の 部)	
の れ ん	901,646	株 主 資 本	14,404,138
商 標 権	790,470	資 本 金	3,698,680
そ の 他	512,887	資 本 剰 余 金	4,815,309
投 資 そ の 他 の 資 産	6,571,322	利 益 剰 余 金	5,894,312
投 資 有 価 証 券	6,077,465	自 己 株 式	△4,162
繰 延 税 金 資 産	138,887	その他の包括利益累計額	2,448,768
退 職 給 付 に 係 る 資 産	108,553	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,560,863
そ の 他	429,699	為 替 換 算 調 整 勘 定	△47,134
投 資 損 失 引 当 金	△41,752	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△64,960
貸 倒 引 当 金	△141,530	非 支 配 株 主 持 分	811,100
資 産 合 計	44,678,072	純 資 産 合 計	17,664,008
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	44,678,072

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		47,740,096
売上原価		31,688,756
売上総利益		16,051,340
返品調整引当金戻入		578,441
返品調整引当金繰入		668,605
差引売上総利益		15,961,175
販売費及び一般管理費		13,434,035
営業利益		2,527,140
営業外収入		
受取利息及び配当金	124,157	
不動産賃貸収入	39,835	
技術指導収入	64,762	
その他	111,429	340,185
営業外費用		
支払利息	59,995	
売上替り	99,530	
の	9,572	
の	9,529	178,626
経常利益		2,688,698
特別利益		
固定資産売却益	4,790	
受取保険金	8,361	13,151
特別損失		
固定資産除売却損	694	
関係会社株式評価損	25,772	
災害による損失	28,760	
投資損失引当金繰入額	41,752	96,979
税金等調整前当期純利益		2,604,870
法人税、住民税及び事業税	897,493	
法人税等調整額	△146,706	750,787
当期純利益		1,854,083
非支配株主に帰属する当期純利益		118,731
親会社株主に帰属する当期純利益		1,735,351

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	3,698,680	1,034,223	4,464,774	△1,573,052	7,624,625
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△305,814		△305,814
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,735,351		1,735,351
自 己 株 式 の 取 得				△7,160	△7,160
自 己 株 式 の 処 分		3,483,660		1,576,050	5,059,710
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動		297,425			297,425
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	3,781,085	1,429,537	1,568,890	6,779,513
当 期 末 残 高	3,698,680	4,815,309	5,894,312	△4,162	14,404,138

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 券 証 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	1,522,683	△132,497	△52,025	1,338,160	768,364	9,731,150
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△305,814
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						1,735,351
自 己 株 式 の 取 得						△7,160
自 己 株 式 の 処 分						5,059,710
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動						297,425
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,038,179	85,363	△12,935	1,110,608	42,736	1,153,345
連結会計年度中の変動額合計	1,038,179	85,363	△12,935	1,110,608	42,736	7,932,858
当 期 末 残 高	2,560,863	△47,134	△64,960	2,448,768	811,100	17,664,008

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 14社

主要な連結子会社の名称 日広産業株式会社、フマキラー・トータルシステム株式会社、大下製薬株式会社、PT. FUMAKILLA INDONESIA、FUMAKILLA INDIA PRIVATE LIMITED、FUMAKILLA AMERICA,S.A.DE C.V.、Fumakilla Asia Sdn.Bhd.、Fumakilla Malaysia Bhd.、Fumakilla Vietnam Pte.,Ltd.、Fumakilla (Thailand) Ltd.、PT. FUMAKILLA NOMOS

非連結子会社の数 3社

非連結子会社の名称 FUMAKILLA QUIMICA BRASIL LTDA.他2社
(連結の範囲から除いた理由)

FUMAKILLA QUIMICA BRASIL LTDA.他2社は、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)は僅少で、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

(非連結子会社) FUMAKILLA QUIMICA BRASIL LTDA.他2社

(関連会社) 大下産業株式会社、PT.OSIMO INDONESIA、他2社

上記持分法を適用していない非連結子会社または関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、12月31日を決算日としている海外子会社(11社)を除き、親会社と同じであります。連結計算書類の作成に当たっては、12月31日を決算日としている子会社においては、同日現在の計算書類を使用し連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

- ② デリバティブ
時価法
- ③ たな卸資産
貯蔵品を除くたな卸資産 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
貯蔵品 最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
主として定率法によっております。ただし平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
また、在外連結子会社は、主として定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が3年～50年、機械装置及び運搬具は2年～11年であります。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
商標権 7～20年
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 役員賞与引当金
役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ③ 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ④ 売上割戻引当金
販売した製商品の将来発生する売上割戻に備えるため、割戻対象となる売上高に直近の実績をもととして計算した割戻率を乗じて計上しております。
- ⑤ 返品調整引当金
返品による損失に備えるため、返品率及び売買利益率等の実績をもとに必要額を計上しております。
- ⑥ 役員退職慰労引当金
役員の退職金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑦ 投資損失引当金
子会社株式等への投資に係る損失に備えて、財政状態及び将来の回復可能性等を勘案して必要と認められる額を計上しています。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は、純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

② のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積もり、20年以内の合理的な年数で均等償却することとしております。ただし、のれんの金額が僅少の場合には発生年度に全額償却することとしております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たすスワップ取引について、当該特例処理を採用しています。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利

ヘッジ方針

当社は取締役会の承認を行った上、借入金利の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を利用しています。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップにつきましては、特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

【会計方針の変更に関する注記】

(投資損失引当金の計上)

当連結会計年度より、関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を投資損失引当金として計上しております。

この変更は、投資先である子会社等の財政状態の悪化を適時に当社に反映させ、財務内容の健全化を図るために行ったものであります。

なお、この変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

【会計上の見積りの変更に関する注記】

(返品調整引当金の見積りの変更)

従来より、返品による損失に備えるため、返品率及び売買利益率等の実績をもとに必要額を返品調整引当金として計上しておりましたが、当社をとりまく経営環境の変化に対応し、より精緻な見積りを可能にするため、より細分化したグルーピングに基づく計算方法に変更しております。これにより従来の方法と比較して、返品調整引当金繰入額が76,423千円減少しております。

この結果、当連結会計年度の差引売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ、76,423千円増加しております。

【連結貸借対照表に関する注記】

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	建物	248,251千円
	土地	75,023千円
	計	323,274千円

② 担保に係る債務 1年内返済予定の長期借入金 1,250,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 15,261,853千円

(3) 受取手形割引高 21,873千円

(4) 期末日満期手形等

期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日また決済日をもって決済したものとしております。

なお、当連結会計年度末が休日の為、次の期末日満期手形等が期末日残高に含まれております。

受取手形	32,321千円
電子記録債権	529千円
支払手形	2,824千円

(5) 財務制限条項

当社が、取引銀行4行及び生命保険相互会社1社と締結しているシンジケート方式によるコミットメント期間付タームローン契約（契約日平成24年11月7日、当連結会計年度末残1,250,000千円）には下記財務制限条項が付されており、これらに抵触し貸付人が請求した場合には、本契約上の全ての債務について期限の利益を失います。

- ① 平成25年3月期決算（当該期を含む）以降、各年度の決算期の末日における連結及び単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を平成24年3月決算期末日における連結及び単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 平成25年3月期決算（当該期を含む）以降、各年度の決算期における連結及び単体の損益計算書に示される経常損益が、2期連続して損失とならないようにすること。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 16,490,000株

平成29年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。

これにより、発行済株式総数は16,490,000株減少し、16,490,000株となっております。

(2) 当連結会計年度に行った剰余金の配当

① 当連結会計年度に行った剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	305,814	11	平成29年3月31日	平成29年6月30日

(注) 平成29年10月1日付で、普通株式について2株を1株の割合で株式併合を行っておりますが、上記の1株当たり配当額につきましては、株式併合前の実際の配当金の額を記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	428,574	26	平成30年3月31日	平成30年6月29日

(注) 平成30年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を上記のとおり提案しております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針です。また、デリバティブは借入金の金利変動リスク(金利の上昇または低下リスク)を回避するために利用し投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの営業管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期、把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金と電子記録債務、並びに未払金は、1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達、長期借入金は企業買収等に係る資金調達を目的にしたものであり、金利の変動リスクがあります。このうち一部は、金利スワップ取引を利用してリスクの軽減を図っております。

なお、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成する等の方法により流動性リスクを管理しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日（当連結会計年度末日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	7,074,816	7,074,816	－
(2) 受取手形及び売掛金	12,112,711	12,112,711	－
(3) 電子記録債権	259,592	259,592	－
(4) 投資有価証券	5,838,184	5,838,184	－
資産合計	25,285,304	25,285,304	－
(1) 支払手形及び買掛金	4,863,771	4,863,771	－
(2) 電子記録債務	2,422,715	2,422,715	－
(3) 短期借入金	10,103,522	10,103,522	－
(4) 未払金	3,418,228	3,418,228	－
(5) 長期借入金（1年内返済長期借入金含む）	1,250,000	1,250,000	－
負債合計	22,058,238	22,058,238	－
デリバティブ取引	－	△27,157	

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、及び(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(4) 投資有価証券

時価については、取引所の価格によっています。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金及び(4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	239,280

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額並びに有利子負債の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超
(1) 現金及び預金	7,074,816	—	—	—
(2) 受取手形及び売掛金	12,112,711	—	—	—
(3) 電子記録債権	259,592	—	—	—
(4) 投資有価証券	—	—	—	—
金銭債権及び満期のある 有価証券合計	19,447,119	—	—	—
(1) 短期借入金	10,103,522	—	—	—
(2) 長期借入金(※1)	1,250,000	—	—	—
有利子負債合計	11,353,522	—	—	—

(※1) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

【1株当たり情報に関する注記】

(1) 1株当たり純資産額 1,022円40銭

(2) 1株当たり当期純利益 123円10銭

当社は、平成29年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

【その他の注記】

企業結合等に関する事項

共通支配下の取引等

(子会社の第三者割当増資)

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称：PT.FUMAKILLA INDONESIA

事業の内容：殺虫剤等の製造販売及び研究開発

(2) 企業結合日

平成30年2月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社以外の第三者を引受人とする第三者割当増資

(4) 結合後企業の名称

変更ありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

当社は、平成30年1月12日開催の取締役会において、連結子会社であるPT.FUMAKILLA INDONESIAが増資を行うことを承認いたしました。インドネシアにおける研究開発棟の建設及び附帯設備資金の調達を目的に、第三者割当増資を非支配株主である住商アグロインターナショナル株式会社に対して行いました。増資後の当社の出資比率は増資前の85.0%から80.0%となりました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）を適用し、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として会計処理をしております。

3. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

当社以外の第三者を引受人とする第三者割当増資による持分変動

(2) 非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額

302百万円

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	22,003,803	流動負債	20,255,474
現金及び預金	3,870,334	支払手形	541,329
受取手形	291,211	買掛金	2,368,924
売掛金	8,495,190	短期借入金	2,445,223
電子記録債権	225,613	1年内返済予定の長期借入金	9,530,000
商品及び製品	5,315,740	リース負債	1,250,000
仕掛品	831,533	未払金	15,665
原材料及び貯蔵品	1,168,557	未払法人税等	2,189,234
前払費用	32,116	前払税金	298,173
繰延税金資産	201,838	賞与引当金	2,482
未収金の引当金	603,643	役員賞与引当金	44,358
貸倒引当金	867,898	役員賞与引当金	391,710
固定資産	15,968,425	役員賞与引当金	68,000
有形固定資産	2,357,316	役員賞与引当金	299,000
建物	703,348	役員賞与引当金	650,715
構築物	118,388	役員賞与引当金	160,654
機械及び装置	591,680	役員賞与引当金	2
車両及び運搬具	16,971	役員賞与引当金	1,663,471
工具・器具及び備品	208,997	繰延税金負債	1,111,644
土地	630,288	繰延税金負債	514,741
一ス資産	22,409	繰延税金負債	6,743
建設仮勘定	65,231	繰延税金負債	20,833
無形固定資産	13,244	繰延税金負債	9,508
商標	1,196	負債合計	21,918,946
電話加入権	5,943	(純資産の部)	
ソフトウェア	6,104	株主資本	13,492,419
投資その他の資産	13,597,864	資本金	3,698,680
投資有価証券	5,950,672	資本剰余金	5,585,047
関係会社株	7,480,235	資本準備金	600,678
長期前払費用	14,892	その他の資本剰余金	4,984,368
前払年金	131,141	利益剰余金	4,212,853
そのの引当金	86,156	その他の利益剰余金	4,212,853
投資損失引当金	△41,752	固定資産圧縮積立金	3,750
貸倒引当金	△23,481	別途積立金	2,640,000
資産合計	37,972,228	繰越利益剰余金	1,569,103
		自己株式	△4,162
		評価・換算差額等	2,560,863
		その他有価証券評価差額金	2,560,863
		純資産合計	16,053,282
		負債・純資産合計	37,972,228

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	24,984,509
売上原価	16,841,150
売上総利益	8,143,359
返品調整引当金戻入	578,441
返品調整引当金繰入	650,715
差引売上総利益	8,071,085
販売費及び一般管理費	7,089,641
営業利益	981,443
営業外収益	
受取利息及び配当金	639,067
不動産賃貸料	30,722
技術指導収入	395,273
その他の収入	41,785
営業外費用	
支払利息	50,326
売上割引	99,155
株式交付費	4,815
その他の費用	6,291
経常利益	1,927,703
特別利益	
固定資産売却益	699
特別損失	
関係会社株式評価損	25,772
投資損失引当金繰入額	41,752
税引前当期純利益	1,860,879
法人税、住民税及び事業税	459,819
法人税等調整額	△30,958
当期純利益	1,432,017

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 金	そ の 他 資 本 金	資 本 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計
当期首残高	3,698,680	600,678	1,500,708	2,101,387	5,685	1,990,000	1,090,964	3,086,650
当期変動額								
剰余金の配当							△305,814	△305,814
当期純利益							1,432,017	1,432,017
固定資産圧縮積立金の取崩					△1,935		1,935	－
別途積立金の積立						650,000	△650,000	－
自己株式の取得								
自己株式の処分			3,483,660	3,483,660				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	3,483,660	3,483,660	△1,935	650,000	478,138	1,126,203
当期末残高	3,698,680	600,678	4,984,368	5,585,047	3,750	2,640,000	1,569,103	4,212,853

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△1,573,052	7,313,665	1,522,683	1,522,683	8,836,348
当期変動額					
剰余金の配当		△305,814			△305,814
当期純利益		1,432,017			1,432,017
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
別途積立金の積立		－			－
自己株式の取得	△7,160	△7,160			△7,160
自己株式の処分	1,576,050	5,059,710			5,059,710
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			1,038,179	1,038,179	1,038,179
当期変動額合計	1,568,890	6,178,753	1,038,179	1,038,179	7,216,933
当期末残高	△4,162	13,492,419	2,560,863	2,560,863	16,053,282

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項】

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

関係会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

貯蔵品を除くたな卸資産

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得の建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

- | | |
|-------------|--|
| ④ 売上割戻引当金 | 販売した製商品の将来発生する売上割戻に備えるものであって、割戻対象となる売上高に直近の実績をもととして計算した割戻率を乗じて計上しております。 |
| ⑤ 返品調整引当金 | 返品による損失に備えるため、返品率及び売買利益率等の実績をもとに必要額を計上しております。 |
| ⑥ 退職給付引当金 | <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度末においては、年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を超えているため、前払年金費用として貸借対照表に計上しております。</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。</p> |
| ⑦ 役員退職慰労引当金 | 役員の退職金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 |
| ⑧ 投資損失引当金 | 子会社株式等への投資に係る損失に備えて、財政状態及び将来の回復可能性等を勘案して必要と認められる額を計上しています。 |

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たすスワップ取引について、当該特例処理を採用しています。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利

ヘッジ方針

当社は取締役会の承認を行った上、借入金利の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を利用しています。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップにつきましては、特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。

② 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。

③ 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

【会計方針の変更に関する注記】

(投資損失引当金の計上)

当事業年度より、関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を投資損失引当金として計上しております。

この変更は、投資先である子会社等の財政状態の悪化を適時に当社に反映させ、財務内容の健全化を図るために行ったものであります。

なお、この変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

【会計上の見積りの変更に関する注記】

(返品調整引当金の見積りの変更)

従来より、返品による損失に備えるため、返品率及び売買利益率等の実績をもとに必要額を返品調整引当金として計上しておりましたが、当社をとりまく経営環境の変化に対応し、より精緻な見積りを可能にするため、より細分化したグルーピングに基づく計算方法に変更しております。これにより従来の方法と比較して、返品調整引当金繰入額が76,423千円減少しております。

この結果、当事業年度の差引売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ、76,423千円増加しております。

【貸借対照表に関する注記】

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	建物	245,539千円
	土地	45,547千円
	計	291,087千円
② 担保に係る債務	1年内返済予定の長期借入金	1,250,000千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額		10,662,819千円
(3) 保証債務		
	銀行借入金に対する保証債務 PT. FUMAKILLA NOMOS	212,540千円
(4) 関係会社に対する金銭債権債務		
	短期金銭債権	1,220,806千円
	短期金銭債務	1,325,682千円
	長期金銭債務	2,500千円
(5) 受取手形割引高		21,873千円

(6) 期末日満期手形等

期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日または決済日をもって決済したものとしております。
なお、当事業年度末が休日の為、次の期末日満期手形等が期末日残高に含まれております。

受取手形	30,860千円
電子記録債権	529千円
電子記録債務	8,103千円

(7) 財務制限条項

当社が、取引銀行4行及び生命保険相互会社1社と締結しているシンジケート方式によるコミットメント期間付タームローン契約（契約日平成24年11月7日、当事業年度末残高1,250,000千円）には下記財務制限条項が付されており、これらに抵触し貸付人が請求した場合には、本契約上の全ての債務について期限の利益を失います。

- ① 平成25年3月期決算（当該期を含む）以降、各年度の決算期の末日における連結及び単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を平成24年3月決算期末日における連結及び単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 平成25年3月期決算（当該期を含む）以降、各年度の決算期における連結及び単体の損益計算書に示される経常損益が、2期連続して損失とならないようにすること。

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引	
売上高	2,194,071千円
仕入高	4,196,056千円
営業費用	107,787千円
営業取引以外の取引高	904,651千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	2,589千株	3千株	2,586千株	6千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

自己株式の数の減少は、自己株式の処分によるものであります。

平成29年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。これに伴い、当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、当事業年度期首株式数、当事業年度増加株式数、当事業年度減少株式数を算定しております。

【税効果会計に関する注記】

(1) 繰延税金資産の発生 の主な原因

賞与引当金	119,314千円
未払値引	97,472千円
製品評価損	135,894千円
売上割戻引当金	91,075千円
役員退職慰労引当金	156,790千円
投資有価証券評価損	59,677千円
返品調整引当金超過額	106,124千円
その他	124,912千円
小計	891,261千円
評価性引当額	282,050千円
繰延税金資産合計	609,210千円

(2) 繰延税金負債の発生 の主な原因

前払年金費用	39,945千円
その他有価証券評価差額金	1,074,213千円
その他	3,053千円
繰延税金負債合計	1,117,211千円

繰延税金負債の純額 508,001千円

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員等の兼任	関連当事者との関係				
子会社	PT.FUMAKILLA INDONESIA	所直 有接 80.0%	4名	技術援助契約の締結	技術指導料の受取り	218,210	未収入金	218,210
関連会社	大株下式産業社	所直 有接 0.22% (被所有) 直 接 3.42%	3名	同社製品の購入	原材料の給	530,216	未収入金	352,685
					原材料の仕入	2,394,557	買掛金	454,321
							電子記録債務	635,520

取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

技術指導料の受取りにつきましては、技術援助契約を基礎として決定しております。

原材料の有償支給及び仕入につきましては、当社の原価より算出した価格により毎期交渉の上、決定しております。

【1株当たり情報に関する注記】

- (1) 1株当たり純資産額 973円89銭
- (2) 1株当たり当期純利益 101円58銭

当社は、平成29年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

【その他の注記】

企業結合等に関する事項

連結注記表【その他の注記】に記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

フマキラー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員 公認会計士 永 田 篤 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 江 友 樹 (印)
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フマキラー株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フマキラー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

フマキラー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員 公認会計士 永 田 篤 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 江 友 樹 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フマキラー株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門である総合統括部及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的にまた必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。重要な国内外の子会社に対しては往査を行い、業務の執行状況を調査しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月15日

フマキラー株式会社 監査役会

監査役(常勤) 田 辺 由來夫 ㊟

監 査 役 嶋 田 洋 秀 ㊟

社外監査役 早稲田 幸 雄 ㊟

社外監査役 菊 池 欣 也 ㊟

以 上

株主総会参考書類

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策のひとつとして位置づけ、安定的かつ継続的な利益還元を基本としながら、将来の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおり第69期の期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金26円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は428,574,068円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月29日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

① 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金	900,000,000円
-------	--------------

② 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	900,000,000円
---------	--------------

第2号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって、現取締役13名全員の任期が満了となります。つきましては、11名の取締役の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	おお しも とし あき 大 下 俊 明 (昭和23年10月16日)	昭和53年2月 当社監査役 平成58年10月 大下産業株式会社 代表取締役社長 現在に至る 平成3年2月 当社代表取締役社長 平成17年4月 当社代表取締役会長 現在に至る (重要な兼職の状況) 大下産業株式会社代表取締役社長	231,000株
【取締役候補者とした理由】 平成3年から代表取締役社長として、また平成17年から代表取締役会長として、当社グループの経営全般を統括しており、幅広い経験と実績を有しております。 上記の経験・実績に基づく経営者としての幅広い見識を当社取締役会に反映させることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
2	おお しも かず あき 大 下 一 明 (昭和33年5月16日)	昭和59年4月 当社入社 平成10年4月 当社営業本部長 平成10年6月 当社取締役営業本部長 平成12年6月 当社常務取締役営業本部長 平成13年6月 当社代表取締役常務 平成14年12月 当社代表取締役常務 営業本部長 平成16年6月 当社代表取締役副社長 営業本部長 平成17年4月 当社代表取締役社長 営業本部長 平成20年4月 当社代表取締役社長 平成24年4月 当社代表取締役社長 営業本部長 平成24年9月 当社代表取締役社長 現在に至る	250,681株
【取締役候補者とした理由】 主に営業担当役員の経験をもとに平成17年から代表取締役社長として、当社グループの経営全般を統括しており、幅広い経験と実績を有しております。 上記の経験・実績に基づく経営者としての幅広い見識を当社取締役会に反映させることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	おお しも のり お 大 下 宜 生 (昭和48年6月14日)	平成12年11月 大王製紙株式会社入社 平成24年12月 同社退社 平成25年4月 当社入社 平成25年12月 当社東京支店 部長 平成26年4月 当社東京支店長 平成26年5月 当社営業副本部長 兼東京支店長 平成26年6月 当社取締役営業副本部長 兼東京支店長 平成28年5月 当社常務取締役営業副本部長 兼東京支店長 平成29年7月 当社取締役副社長 現在に至る	16,420株
【取締役候補者とした理由】 他の企業においても営業部門に携わり、営業に関する豊富な経験と知識を有しています。上記の経験・実績に基づく幅広い視野を当社取締役に反映させることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
4	しも なか まさ ひろ 下 中 正 博 (昭和29年7月19日)	昭和52年4月 当社入社 平成11年7月 当社海外事業部長 平成12年6月 当社取締役海外本部長 平成24年7月 当社取締役海外事業部管掌 平成24年11月 Fumakilla Malaysia Bhd. 代表取締役社長 現在に至る Fumakilla Asia Sdn.Bhd. 代表取締役社長 現在に至る 平成27年4月 当社常務取締役海外事業部管掌 平成28年1月 当社常務取締役 平成29年2月 当社常務取締役国際副本部長 平成30年5月 当社常務取締役国際本部長 現在に至る (重要な兼職の状況) Fumakilla Malaysia Bhd.代表取締役社長 Fumakilla Asia Sdn.Bhd.代表取締役社長	18,714株
【取締役候補者とした理由】 主に海外事業の担当役員として経営に携わっており、豊富な経験と実績を有しています。上記の経験・実績に基づく経営者としての幅広い視野を当社取締役会に反映させることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)		所有する 当社株式の数
5	さ さ き たか のり 佐 々 木 高 範 (昭和30年2月28日)	昭和55年4月	当社入社	21,689株
		平成14年4月	当社管理部長	
		平成16年6月	当社取締役管理本部長	
		平成19年6月	当社取締役業務部長	
		平成26年6月	当社取締役管理本部長 兼業務部長 現在に至る	
【取締役候補者とした理由】 財務・経理部門の担当役員として経営に携わっており、豊富な経験と実績を有しています。上記の経験・実績に基づく経営者としての幅広い視野を当社取締役会に反映させることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、取締役候補者いたしました。				
6	いの う え ひろ あき 井 上 裕 章 (昭和40年9月19日)	昭和63年4月	当社入社	10,264株
		平成17年4月	当社開発研究部部長	
		平成23年11月	当社生産副本部長	
		平成24年5月	当社生産本部長	
		平成25年5月	日広産業株式会社 代表取締役専務 現在に至る	
			大下製薬株式会社 代表取締役専務 現在に至る	
		平成25年6月	当社取締役広島工場長 兼生産本部長 現在に至る	
		(重要な兼職の状況) 日広産業株式会社 代表取締役専務 大下製薬株式会社 代表取締役専務		
【取締役候補者とした理由】 生産部門の担当役員として経営に携わっており、豊富な経験と実績を有しています。上記の経験・実績に基づく経営者としての幅広い視野を当社取締役会に反映させることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、取締役候補者いたしました。				

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
7	ちから いし けい そう 力 石 敬 三 (昭和30年3月8日)	昭和53年4月 ユニチャーム株式会社入社 平成16年6月 株式会社CFSコーポレーション入社 平成20年3月 エステー株式会社入社 平成25年4月 当社入社 海外事業部付部長 平成25年10月 PT. FUMAKILLA NOMOS 代表取締役社長 現在に至る 平成27年6月 当社取締役 平成30年3月 Fumakilla (Thailand) Ltd.代表取締役会長 現在に至る 平成30年5月 当社取締役国際副本部長 現在に至る (重要な兼職の状況) PT. FUMAKILLA NOMOS 代表取締役社長 Fumakilla (Thailand) Ltd.代表取締役会長	2,232株
【取締役候補者とした理由】 他社においても海外勤務の経験が長く、当社でもインドネシア現地法人の子会社の代表職を務める等、長年にわたり海外事業に携わっています。上記の経験・実績に基づく経営者としての幅広い視野を当社取締役会に反映させることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
8	むらもと とし あき 村 元 俊 亮 (昭和45年11月2日)	平成11年6月 当社入社 平成21年11月 当社総合統括部 次長 平成23年7月 FUMAKILLA INDIA PRIVATE LIMITED 営業・マーケティング部長 平成25年7月 Fumakilla Vietnam Pte.,Ltd. 代表 取締役社長 現在に至る 平成27年6月 当社取締役 平成29年2月 当社取締役国際企画部長 平成30年5月 当社取締役国際副本部長兼国際企画部 長 現在に至る (重要な兼職の状況) Fumakilla Vietnam Pte.,Ltd.代表取締役社長	4,720株
【取締役候補者とした理由】 ベトナム現地法人の子会社の代表職を務める等、長年にわたり海外事業を推進しています。上記の経験・実績に基づく経営者としての幅広い視野を当社取締役会に反映させることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)		所有する 当社株式の数
9	やま さき 聡 (昭和44年2月27日)	平成4年4月	当社入社	1,000株
		平成23年11月	当社開発研究部部长	
		平成24年11月	Fumakilla Malaysia Bhd. 取締役	
		平成25年12月	当社海外開発研究部部长	
		平成27年1月	Fumakilla Malaysia Bhd. 副社長	
		平成28年6月	当社取締役開発本部長兼開発研究部長	
		平成28年11月	当社取締役開発本部長 現在に至る	
【取締役候補者とした理由】 国内・海外の開発部門において豊富な経験を有するとともに、マレーシアの子会社の副社長も経験しております。上記の経験・実績に基づく経営者としての幅広い視野を当社取締役会に反映させることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、取締役候補者いたしました。				
10	まつ い みき お 雄 (昭和34年2月23日)	昭和57年4月	当社入社	一株
		平成24年9月	当社福岡支店長	
		平成26年12月	当社広島支店長	
		平成29年4月	当社執行役員広島支店長	
		平成29年9月	当社執行役員営業副本部長 兼広島支店長	
		平成30年4月	当社執行役員国内営業本部長 現在に至る	
【取締役候補者とした理由】 長年にわたり営業部門に携わり、平成29年から執行役員として広島支店長、営業副本部長を務める等、当社の事業に対する豊富な経験と実績を有しております。上記の実績・経験を当社取締役会に反映させることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、取締役候補者いたしました。				

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
11	やま した かつ なり 山 下 勝 也 (昭和20年8月8日)	昭和43年4月 三井石油化学工業株式会社(現 三井化学株式会社) 入社 平成17年6月 同社常務執行役 平成19年4月 エムシービジネスサポート株式会社 代表取締役社長 平成22年4月 国立大学法人筑波大学監事 平成27年6月 当社取締役 現在に至る	1,500株
【社外取締役候補者とした理由】 他の企業の代表取締役や役員の経験を当社の取締役会に活かしていただくことにより、コーポレートガバナンス強化が期待されるため、社外取締役候補者いたしました。			

(注) 1. 各取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は、次のとおりであります。

- ・ 大下俊明氏は、大下産業株式会社の代表取締役を兼務し、同社は当社の仕入先であります。
- ・ 下中正博氏は、Fumakilla Malaysia Bhd.の代表取締役社長を兼務し、同社は当社の販売先であります。
- ・ 井上裕章氏は、日広産業株式会社及び大下製薬株式会社の代表取締役専務を兼務し、両社は当社の仕入先であります。
- ・ 力石敬三氏は、PT. FUMAKILLA NOMOSの代表取締役社長、Fumakilla (Thailand) Ltd.の代表取締役会長を兼務し、両社は当社の仕入先であります。

2. 松井幹雄氏は、新任の取締役候補者であります。

3. 山下勝也氏は、社外取締役候補者であります。

4. 山下勝也氏は、現在当社の社外取締役であります。取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。

5. 同社は、山下勝也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

平成26年6月27日開催の第65期定時株主総会において補欠監査役に選任されました吉島亨氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴（重要な兼職の状況）	所有する 当社株式の数
よし じま とおる 吉 島 亨 (昭和32年12月2日)	昭和56年4月 大下産業株式会社入社 平成4年10月 同社取締役 平成16年10月 同社常務取締役 平成26年8月 同社非常勤顧問 現在に至る	一株

(注) 同氏を監査役候補者とした理由は、他の企業の役員の豊富な経験を当社の監査体制に活かしていただくことにより、コーポレートガバナンス強化が期待されるため、補欠監査役候補者といたしました。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます山下修作氏、山本幸次郎氏、中野佳信氏に、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法などは、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略歴
やま した しゅう さく 山 下 修 作	平成16年6月 当社取締役 平成20年4月 当社常務取締役 平成21年11月 当社専務取締役 現在に至る
やま もと こう じ ろう 山 本 幸 次 郎	平成14年6月 当社取締役 平成26年4月 当社常務取締役 平成27年4月 当社専務取締役 現在に至る
なか の よし のぶ 中 野 佳 信	平成28年6月 当社社外取締役 現在に至る

第5号議案 当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の更新の件

当社は、平成18年5月22日開催の取締役会において、当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）を決定し、直近では平成27年6月26日開催の当社第66期定時株主総会の決議によりこれを改定し（以下、改定後の対応方針を「現プラン」といいます。）、現プランとして継続しておりますが、現プランの有効期限は平成30年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとなっております。

その後、当社は、昨今の情勢変化、法令等の改正等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の維持及び向上の観点から、現プランの継続の是非も含めその在り方について検討してまいりました。

かかる検討の結果、当社は、平成30年5月16日開催の取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「本基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、平成30年6月28日開催予定の当社第69期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを更新し当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）（以下、更新後の対応方針を「本プラン」といいます。）として継続することを決定いたしました。

なお、更新後の本プランは、現プランに語句の修正、文言の整理等所要の変更を加えておりますが、いずれも軽微なもので、基本的な内容に大きな変更はございません。

本議案は、本プランの改定及び継続につき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

I. 本基本方針の内容

当社は、「ひとの命を守る。ひとの暮らしを守る。ひとを育む環境を守る。わたしたちは、世界中の人々がいつまでも安心して快適に暮らすことのできる社会づくりに貢献していきます。」という経営理念のもとで、中長期的な視点から経営を行い、グローバルな競争力を持つ企業として企業価値の向上に努めております。

そのためには、当社がコア事業の殺虫剤、家庭用品、園芸用品において長年にわたり培ってきた生産・販売・技術の専門知識やノウハウ、経験をもとに、顧客満足度の高い高付加価値商品を積極的かつ継続的に開発することが必須条件であり、同時に国内及び海外の顧客・取引先等との長期的な関係構築が不可欠であります。

こういった当社の事業特性を理解し長期的視野で当社の理念を実施していくことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益につながるものと考え、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、上記の理念を実践する者でなければならないと考えております。

当社といたしましては、公開企業である当社株式の売買は、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えておりますが、当社及び当社グループの企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者に対しては、必要かつ相当な措置をすることにより、当社及び当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

Ⅱ. 本基本方針の実現に資する特別な取組み

1 企業価値向上に向けた取組み

当社は、大正13年、当社の前身である大下回春堂の創立以来、殺虫剤を中心に園芸用品、家庭用品、業務用品へと事業領域を拡大し、日本のみならず世界中を舞台とするグローバル企業へと躍進を遂げてきました。現在、グループ会社として国内関係会社6社及び海外主要連結子会社8社（インドネシア2社、マレーシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、インド、メキシコ）で製造販売または販売を行い、ヨーロッパ・中南米・アフリカ・中近東等の6ヶ国で技術指導による現地生産を行っており、世界約70ヶ国に及ぶ海外ネットワークを構築しております。

当社及び当社のグループ会社（以下「当社グループ」といいます。）は、創立以来特に研究開発に注力し、世界初の専売特許殺虫剤「強力フマキラー液」に始まり、昭和38年には世界初の電気蚊取り「ベープ」、その後平成12年には世界初の電池式蚊取り「どこでもベープ」、平成20年には火も電気も水も使わない次世代蚊取り「おすだけベープ」を発売する等、斬新な発想による幾多の新価値創造型新製品を生み出してまいりました。

特に、主力の殺虫剤においては、世界中で発生している害虫による感染症の脅威や外来種の危険な害虫に対して、これまでに培ってきた技術とノウハウを結集し、今までにない高効力を訴求した製品を開発するとともに、感染症の恐ろしさを伝える啓発活動にも取り組んでおります。

このような当社の経営理念の継続的な実行により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー（株主、顧客、従業員、社会等）に利益をもたらすものと考えております。

また、当社は、当社グループが生産・販売・技術面でグローバルな競争力を持つ企業としてさらに成長し、企業価値の増大と堅固な経営基盤を確立するために、以下の課題に取り組んでまいります。

① 商品開発力の強化

当社は殺虫剤、家庭用品、園芸用品をコア事業と位置づけ、クオリティが高くお客様のニーズを捉えた新価値創造製品の開発、通年型商品の開発及び継続的な商品革新に積極的に取り組んでまいります。特に、主力の殺虫剤においては、これまでに培ってきた技術とノウハウを結集し、世界中で発生している害虫による感染症や外来種の危険な害虫に対して、今までにない高効力を訴求した製品を開発するとともに、感染症の脅威を伝える啓発活動にも引き続き取り組んでまいります。

また、グローバルな視点から、日本はもとより海外子会社の研究開発体制のさらなる強化と今まで以上に高い品質及びコストダウンを実現するために、フマキラーインドネシア（PT. FUMAKILLA INDONESIA）に研究開発棟の建設を進めています。また、平成30年3月2日には、当社が保有していた自己株式の処分により資金を調達し、当社広島工場内に新しい開発棟及び生産設備であるブレーンズ・パークを建設することを決定しました。今後、新商品開発力のさらなる強化に取り組み、各国の現地ニーズと消費者の使用実態に適応した製品の開発を推進してまいります。

② 販売力・マーケティング力の強化

戦略的かつ重点的な経営資源の投入によるフマキラーブランドの強化を図るとともに、成長カテゴリー商品（殺虫剤では電池式虫よけ、ワンプッシュ式蚊取り、人体用虫よけ、不快害虫等）を中心とした販売効率の高い売場づくりのお取り組み商談、カテゴリー提案、配荷・導入商談の徹底等による既存の取引先との関係強化と新規顧客の開拓、販売情報の活用によるマーケティング営業力の強化、利益性を重視した販売活動等に努め、成長性や利益性が見込まれる既存事業の強化と継続的な育成に積極的に取り組んでいます。

③ 海外各拠点での事業拡大

現在、当社は海外主要連結子会社8社（インドネシア2社、マレーシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、インド、メキシコ）で製造販売または販売を行っています。また、ヨーロッパ・中南米・アフリカ・中近東等の6ヶ国で技術指導による現地生産を行っており、世界約70ヶ国に及ぶ海外ネットワークを構築しております。

また、平成30年3月2日には、ミャンマーにおいて当社グループの殺虫剤事業の拡大を図るために、新会社（子会社）の設立及び当該子会社による工場の建設を決定しました。今後は、国内と海外子会社間の連携をさらに強化し、グループ・シナジー効果を高め、グローバルな競争力を持つ企業を目指してまいります。

④ エステー株式会社との協業の推進

当社はエステー株式会社と資本業務提携しております。営業・開発・生産・海外の各分野でそれぞれ課題を取り上げ、一定の成果を上げつつありますが、引き続き業務提携の取り組みを通じて、業容拡大並びに企業価値及び株主共同利益の向上に努めてまいります。

2 コーポレート・ガバナンスの強化

当社では、経営の透明性及び効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え企業価値を増大させることがコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、経営の重要課題の一つに位置づけ、以下の体制を敷いております。

当社は、取締役会を当事業に精通した取締役で構成することにより、機動的・効率的に運営するとともに、意思決定の迅速化に取り組んでいます。具体的には、平成30年6月8日現在、取締役会は13名の取締役から構成されており、取締役会は原則毎月1回定期的に開催しているほか、必要に応じて臨時に開催しております。当社は、取締役会を経営に関する基本方針や重要案件、業績の進捗状況、法令への対応などについて討議・検討・決定するとともに、取締役会を取締役の職務執行状況を監督する機関として位置づけております。

また、当社は監査役会制度を採用しており、監査役会は監査役4名（うち社外監査役2名）によって構成されております。各監査役は、取締役会や販売会議等の会議に適宜出席し、客観的立場から取締役の業務遂行を監視するとともに、業務の改善に向けて具体的な提言・助言を行っています。また、専任の内部監査部門及び会計監査人とも緊密に情報交換を行うことで監査の有効性・効率性を高め、経営の健全性の維持・強化に努めております。なお、平成30年6月8日現在、社外取締役2名、社外監査役1名を独立役員として任命しております。

Ⅲ. 本プランの内容（本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

1 本プランの目的

本プランの目的は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する、あるいはそれらの中長期的な維持・向上に資さない可能性のある大規模買付行為を抑止することにあります。

当社は、当社の支配権移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、大規模買付行為が、本基本方針に合致し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に中長期的に資するものである限りにおいて、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式等の大規模買付行為の中には、株主の皆様が大規模買付行為の内容を検討し、また当社取締役会が株主の皆様へ代替案等を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的なもの、株主の皆様へ当社の株式等の売却を事実上強制するおそれのあるもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社取締役会は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様へ代わって当社経営陣が大規模買付者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化に資するよう、本プランを改定の上、継続することとしました。

なお、当社は、当社取締役、その関係会社その他当社取締役が関与する法人及び当社の提携先により議決権の約28.8%に係る株式を保有されておりますが、これらの株主の中には個人株主も含まれており、今後も同様に当社株式の保有を継続するかどうかは明らかではなく、当社の株式の流動性が今後増していく可能性は否定できません。したがって、当社は、上記のような目的の実現を可能とする枠組みとして、本プランの継続が必要不可欠であると判断しております。

2 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランの適用対象は、以下の①若しくは②に該当する行為又はこれらに類似する行為（これらの提案も含みます。ただし、事前に当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、当該行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）とします。

① 特定株主グループ^{注1}の議決権割合^{注2}を20%以上とすることを目的とする当社株式等^{注3}の買付行為

② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為

本プランは、大規模買付者が現れた際に、当該大規模買付者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。

注1 特定株主グループとは、①当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する「保有者」をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じ。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じ。）、又は②当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する「株券等」をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する「買付け等」をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいいます。以下同じ。）を意味します。以下同じ。

注2 議決権割合とは、特定株主グループが注1①の場合においては当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する「株券等保有割合」をいい、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する「保有株券等の数」をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）をいい、特定株主グループが注1②の場合においては当該買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する「株券等所有割合」をいいます。）の合計をいいます。以下同じ。

後者の場合における議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済株式から、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式を除いた株式に係る議決権数とします。

注3 株式等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」又は同法第27条の2第1項に規定する「株券等」のいずれかに該当するものを意味します。以下同じ。

（2）本プランの発動に係る手続

① 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会に対して、大規模買付者の氏名又は名称、住所又は本店事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の役職及び氏名、日本国内における連絡先、大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要、企図されている大規模買付行為の概要並びに本プランに従って大規模買付行為を行う旨の誓約文言等を記載した意向表明書をご提出いただくこととします。なお、意向表明書及び下記②に定める買付説明書における使用言語は日本語に限りします。

② 大規模買付者に対する情報提供の要求

当社取締役会は、上記①の意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から提出していただくべき情報のリスト（以下「当初情報リスト」といいます。）を上記①の意向表明書に記載された日本国内における連絡先に宛てて発送いたします。大規模買付者には、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断並びに当社取締役会による評価・検討等のために必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対してご提出いただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、下記の各号に定める情報等は、原則として、当初情報リストに含まれるものとします。

- (a) 大規模買付者及びその特定株主グループの概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、財務内容、過去の法令違反等の有無及び内容並びに当社の事業と同種の事業についての経営経験等に関する情報を含みます。）
- (b) 大規模買付行為の目的、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の当社株式等の数及び大規模買付行為を行った後における議決権割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。）
- (c) 買付対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）及び買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）

- (d) 大規模買付行為完了後に実施を予定する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用等
- (e) 大規模買付行為完了後に実施を予定する当社及び当社グループの企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策及び当該施策が当社及び当社グループの企業価値を向上させることの根拠
- (f) 当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
- (g) 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連性が存在する場合にはその内容

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1「独立委員会運営規程」、本プランの継続時における独立委員会の委員の略歴等については、別紙2「独立委員会委員の氏名・略歴」に記載のとおりです。）に送付します。

当社取締役会及び独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対し、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、大規模買付者には、かかる情報を当社（取締役会及び独立委員会）に対して追加的に提供していただきます。

なお、当社取締役会は、本プランの適切かつ迅速な運営を図るため、必要に応じて、大規模買付者の回答に期限を設ける場合があります。また、当初情報リストの発送日の翌日から起算して60日を、当社取締役会が大規模買付者に対して情報提供を要請し、大規模買付者が回答を行う期間（以下「情報提供期間」といいます。）の上限として設定し、本必要情報が十分に提供されない場合であっても情報提供期間が上限に達したときは、その時点で情報提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって当社取締役会による評価・検討（下記③）を行うものとします。

なお、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報が株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示いたします。

また、当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

情報提供期間は、当社取締役会が情報提供完了通知を行った日又は情報提供期間が上限に達した日のいずれか早い方の日をもって終了するものとします。

③ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供期間の終了後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の(a)又は(b)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

(a) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株式等の全ての買付けの場合には60日間

(b) その他の大規模買付行為の場合には最大90日間

ただし、上記(a)、(b)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が合理的に必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を大規模買付者に通知するとともに、速やかに情報開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとし、当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、また、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

④ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

当社は、本プランの継続に当たり、現プラン同様、大規模買付行為への対抗措置の発動（そのために必要な株主総会の招集その他の措置を含みます。以下同じ。）等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の合理性及び公正性を確保することを目的として独立委員会を設置することとしております。

独立委員会は、以下のとおり、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非につき勧告を行うものとなります。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部の専門家（投資銀行、証券会社、弁護士、その他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(a)から(c)までに定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(a) 大規模買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合

大規模買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合には、独立委員会は、当社取締役会に対して、原則として対抗措置の発動を勧告するものとします。

- (b) 大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合

独立委員会は、大規模買付者が本プランに定める手続を遵守した場合であっても、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと認められかつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、取締役会評価期間内において当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告します。

具体的には、以下の(i)乃至(ix)の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

- (i) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の買収を行っているとは判断される場合(いわゆるグリーンメイラーである場合)
- (ii) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社の株式等の買収を行っているとは判断される場合
- (iii) 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式等の買収を行っているとは判断される場合
- (iv) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売り抜けをする目的で当社の株式等の買収を行っているとは判断される場合
- (v) 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社の株式等の全部の勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等による株式等の買付け等を行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (vi) 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付条件(買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容(当該取得の時期及び方法を含みます。)、違法性の有無並びに実現可能性等を含みますが、これに限られません。))が、当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分又は不適当なものであると判断される場合
- (vii) 大規模買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な顧客、従業員、取引先、その他利害関係者との関係が破壊されることが予想される等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
- (viii) 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、劣後すると判断される場合
- (ix) 大規模買付者が公序良俗の観点から支配株主として不適切であると判断される場合

- (c) 大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められる場合

独立委員会は、上記(a)及び(b)に定める場合を除き、当社取締役会に対して対抗措置の不発動の勧告を行うものとします。

⑤ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記④に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。その際に、独立委員会が対抗措置を発動すべきでないとの勧告をした場合には、不発動の決議を行うこととします。

また、当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑥ 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑤の手續に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(a)大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合又は(b)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき又は勧告の有無にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止を決議するものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑦ 大規模買付行為の開始

大規模買付者は、本プランに定める手續を遵守しなければならず、当社取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします。

(3) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(2)⑤に記載の決議に基づき発動する対抗措置の一つとしては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うことを想定しています。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

本新株予約権無償割当ての概要は、別紙3に記載のとおりとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(2)⑥に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、大規模買付者が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記(2)⑥に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(4) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、平成33年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、上記有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします（下記Ⅳ. 3参照）。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更又は税制、裁判例等の変更等により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実（法令等の改正による文言の変更等軽微な変更は除きます。）及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

Ⅳ. 本プランの合理性

1 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びに東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」原則1-5.（いわゆる買収防衛策）及び補充原則1-5①を踏まえた内容となっております。

2 当社の企業価値ないしは株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されること

本プランは、上記Ⅲ. 1に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付行為がなされようとする際に、当該大規模買付行為に応ずるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

3 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランを本定時株主総会にお諮りすることを併せて当社取締役会で決議しております。上記Ⅲ. 2（4）に記載のとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様の意思が十分反映される仕組みとなっております。

4 独立性の高い委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの継続に当たり、現プラン同様、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置することとしております。

独立委員会は、社外取締役、社外監査役、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外有識者の中から当社取締役会により選任された者により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するような本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

5 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、上記Ⅲ．２（２）に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

6 デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ．２（４）に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会において、いつでも廃止することができるものとしております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

V. 株主及び投資家の皆様への影響

1 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プラン継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記Ⅲ．２（２）に記載のとおり、大規模買付者が本プランを遵守するか否か等により当該大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。なお、株主及び投資家の皆様に影響を及ぼすような大規模買付者の動向を当社が把握した場合、当社は速やかに情報開示を行います。

2 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、大規模買付者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記Ⅲ. 2 (2) ⑥に記載の手続等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変更により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、大規模買付者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

3 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続をとる場合には、大規模買付者以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払いこむことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続は不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認ください。

独立委員会運営規程

第1条（設置）

1. 「当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、本プランという。）の導入に際し、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の合理性及び公正性を確保することを目的として独立委員会を設置する。
2. 独立委員会は、取締役会の決議により設置される。

第2条（構成）

1. 独立委員会の委員は、3名から5名とする。
2. 独立委員会は、以下各号に該当する者の中から、当社取締役会が選任した委員をもって構成されるものとする。
 - （1）社外取締役
 - （2）社外監査役
 - （3）当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外有識者（原則として、弁護士、公認会計士等の専門家、学識者、証券取引に精通する者、又は、企業経営経験者、企業経営専門家等とする。）
3. 当社は、独立委員会の委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する事項を含む契約を締結するものとする。
4. 委員の追加の必要がある場合、取締役会が独自の判断で候補者を決定する他、独立委員会は取締役会に対して候補者を推薦することができるものとし、かかる推薦があったとき、取締役会は推薦内容を検討するものとする。
5. 取締役会は、委員の中から1名を独立委員会委員長に選任し、また、委員の中から1名を独立委員会委員長の職務代行者に選任する。

第3条（任期）

委員の任期は以下各号のとおりとし、重任を認めるものとする。ただし、委員が前条第2項各号に該当しないこととなったとき、本プランが廃止されたとき、又は本プランが独立委員会を設置しない内容に変更されたときは、当該各時点をもって全ての委員の任期が終了するものとする。

（1）社外取締役又は社外監査役である委員

各々の取締役又は監査役としての任期と同じとする。ただし、当該委員の選任時に、当社取締役会が別段の定めをしたときは、この限りではない。

（2）社外有識者である委員

選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当該委員の選任時に、当社取締役会が別段の定めをしたときは、この限りではない。

第4条（決議要件等）

1. 独立委員会は、代表取締役又は独立委員会委員長が招集する。ただし、代表取締役及び独立委員会委員長に事故があるときは、各独立委員会委員がこれを招集することができる。
2. 独立委員会の決議は、原則として委員の全員が出席し、出席委員の過半数をもって行う。ただし、委員のいずれかに事故があるときその他やむを得ない事由があるときは、当該委員を除いた委員全員が出席し、出席委員の過半数をもって行う。

第5条（決議事項）

1. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議を行い、その決議内容を、理由を付して取締役会に対して勧告する。取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。各委員は、かかる決議にあたっては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - （1）大規模買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か
 - （2）大規模買付行為の提案の内容が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するか否かの決定並びに対抗措置の発動又は不発動
 - （3）対抗措置の中止
 - （4）前3号のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項
 - （5）本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項
 - （6）取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
2. 独立委員会は、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができる。
3. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は使用人その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が要求する事項に関する意見又は説明を求めることができる。

別紙 2

独立委員会委員の氏名・略歴

今泉 嘉久 (いまいずみ よしひさ)

昭和41年 9 月	プラス株式会社入社
昭和47年 7 月	同社取締役就任
昭和50年 7 月	同社常務取締役就任
昭和56年 8 月	同社代表取締役副社長就任
昭和58年 4 月	同社代表取締役社長就任
平成20年 8 月	同社代表取締役会長 就任 (現任)
平成 3 年 3 月	社団法人 全日本文具協会副会長 (現任)
平成 7 年 6 月	社団法人 日本オフィス家具協会副会長 (現任)

西川 正洋 (にしかわ まさひろ)

昭和47年 4 月	西川ゴム工業株式会社入社
昭和54年 6 月	同社取締役就任
昭和60年 3 月	同社専務取締役就任
昭和61年10月	同社代表取締役社長就任
平成29年 6 月	同社代表取締役会長就任 (現任)
平成 3 年 3 月	中国ゴム工業協同組合理事長 (現任)
平成 3 年 4 月	広島商工会議所 2 号議員 (現任)
平成12年 8 月	広島商工会議所常議員 (現任)
平成18年 4 月	広島県経営者協会会長 (現任)
平成22年12月	広島タイ交流協会会長 (現任)
平成26年 9 月	公益財団法人西川記念財団代表理事 (現任)
平成28年 3 月	国有財産中国地方審議会会長 (現任)

松山 遙 (まつやま はるか)

平成 7 年 4 月	東京地方裁判所判事補任官
平成12年 7 月	弁護士登録
	日比谷パーク法律事務所入所
平成14年 1 月	同所パートナー就任 (現任)

中間 信一（なかま しんいち）

昭和52年 4 月	公認会計士登録
昭和53年 9 月	中間公認会計士事務所開設
昭和63年 6 月	旧監査法人中央会計事務所代表社員
平成10年～13年	日本公認会計士協会本部常務理事中国会会長
平成11年～13年	広島市包括外部監査人
平成17年 2 月	旧中央青山監査法人代表社員退任
平成17年 6 月	株式会社京都銀行非常勤監査役就任
平成27年 6 月	同行非常勤監査役退任 同行非常勤取締役就任
平成29年 6 月	同行非常勤取締役退任

早稲田 幸雄（わせだ さちお）

昭和46年 4 月	プライス・ウォーターハウス会計事務所入所
昭和52年 4 月	早稲田公認会計士事務所開設（現任） 旧監査法人中央会計事務所広島事務所入所
昭和63年 6 月	同上法人代表社員
平成11年 6 月	同上法人広島事務所所長
平成18年12月	同上法人退任
平成20年 6 月	当社社外監査役（現任）

（注）上記5氏と当社との間には、特別な利害関係はございません。

新株予約権無償割当ての概要

① 本新株予約権の割当て総数

本新株予約権の割当て総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社が保有する当社株式の数を除く。）の2倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。

② 割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（ただし、同時点において当社が保有する当社株式を除く。）1株につき2個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをする。

③ 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

④ 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行う。

⑤ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とする。

⑥ 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

⑦ 本新株予約権の行使条件

特定株主グループ（議決権割合が20%以上のものに限る。以下同じ。）に属する者又は特定株主グループに属する者になろうとする者（ただし、当社株式を取得し又は保有することが当社株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。）（以下「非適格者」と総称する。）は、本新株予約権を行使することができない。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定める。

⑧ 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が保有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができる。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定める。

⑨ 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

⑩ 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める。

第6号議案 役員賞与支給の件

当事業年度に在籍した取締役13名（うち社外取締役2名）及び監査役4名（うち社外監査役2名）に対し、当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与として総額68百万円（取締役分62百万円（うち社外取締役分2百万円）、監査役分5百万円）を支給いたしたいと存じます。

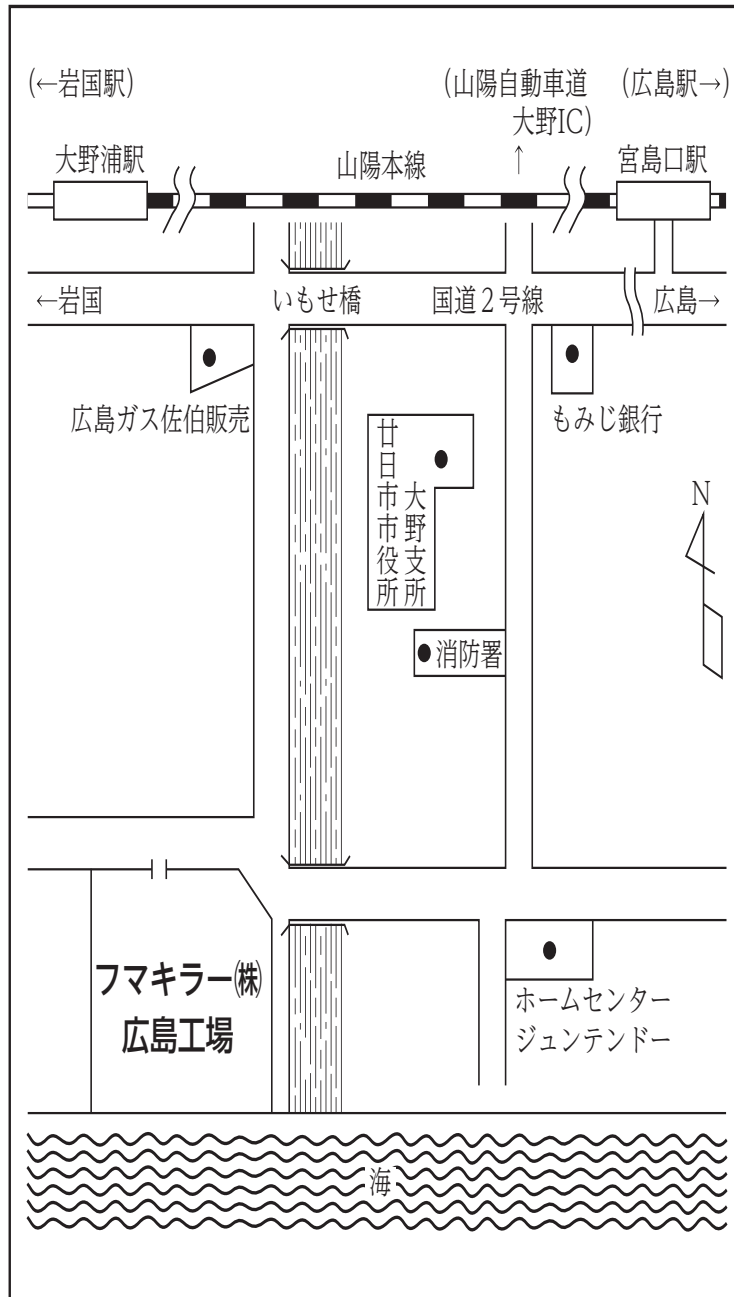
以 上

株主総会会場ご案内図

広島県廿日市市梅原一丁目11番13号

フマキラー株式会社 広島工場会議室

電話(0829) 55-2111 (代)



○宮島口駅より車で15分。

大野浦駅より車で5分、徒歩で20分。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。